### 宮城県サテライトオフィス定着推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、宮城県サテライトオフィス設置推進補助金を活用した企業及び大学の県内定着を図るため、サテライトオフィスの設置に係る経費について、予算の範囲内において宮城県サテライトオフィス定着推進補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1)「サテライトオフィス」とは、補助金の交付対象となる者が、通常の勤務場所とは別にテレワーク実施のために確保する県内のレンタルオフィス、コワーキングスペース等の賃貸スペースをいう。
  - (2)「対象企業」とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社であって、本社が宮城県内にないものをいう。
  - (3)「対象大学」とは、キャンパスが宮城県内に未設置の学校教育法に基づく大学をいう。
  - (4)「正職員」とは、社会保険及び雇用保険の被保険者で、雇用期間の定めのない者をいう。ただし、対象大学の研究者については、社会保険及び雇用保険の被保険者で、雇用期間が1年を超え、かつ補助事業期間中の雇用継続が見込まれる者とする。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付対象となる者は、県内にサテライトオフィスを設置する対象企業及び対象大学で 次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 宮城県サテライトオフィス設置推進補助金の交付を通算6月分以上受けていること
  - (2) サテライトオフィスには3人以上の正職員が勤務するものであること
  - (3) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者
    - イ 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員等
    - ロ 県税に未納がある者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、月額での支払いがなされるサテライトオフィスの賃料(消費税及び地方消費税を除いた額)とする。ただし、同一経費に対し他の公的な補助金(サテライトオフィスの賃料に係る宮城県サテライトオフィス設置推進補助金を含む。)や助成金を受けた場合や、支払いを行う月数が2月未満となる場合は、補助対象外とする。

(補助金の交付対象期間)

第5条 補助金の交付対象期間は通算12月を限度とする。

(補助率及び補助限度額等)

- 第6条 補助率は、前条のサテライトオフィスが所在する市町村別に次の3区分とし、各市町村がどの 区分に該当するかは、別に定める。
  - (1) 最重点支援 4分の3以内
  - (2) 重点支援 3分の2以内
  - (3) 支援 2分の1以内
- 2 補助限度額は、1月につき15万円以内とする。
- 3 補助金の額は、月ごとの補助対象経費に補助率を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは 切捨て)と補助限度額とを比較して少ない方の額の合計額とする。

### (交付の申請)

- 第7条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その 提出期限は、次の各号に定める日のいずれか早い日(その日が土、日、祝日の場合は、その前日)ま でとする。
  - (1) サテライトオフィスの賃料に係る宮城県サテライトオフィス設置推進補助金の補助事業の完了 又は変更若しくは中止の承認の日から起算して30日を経過した日
  - (2) 上記(1)の日が属する県の会計年度の1月31日

#### (交付の条件)

- 第8条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。
  - (1)補助事業の内容の変更をする場合は、事前に様式第2号により知事の承認を受けること。
  - (2)補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に様式第3号により知事の承認を受けること。
  - (3) その他知事が必要と認める条件

### (実施状況の確認)

第9条 知事は、補助事業の実施状況の確認のため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して 調査を行うことができる。

### (実績報告)

- 第10条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第4号によるものとする。
- 2 前項の補助事業実績報告書の提出期限は、補助事業の完了若しくは廃止の承認の日から起算して 30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する県の会計年度の3月8日のいずれか早い日ま でとする。

#### (補助金の額の確定等)

- 第11条 知事は、前条の規定により補助事業実績報告書の提出があったときは、規則第13条の規定に基づき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対しその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、当該命令のなされた日から

- 15日以内に県に当該超える部分の額を納付しなければならない。
- 4 知事は、補助事業者が補助金の返還を命じられ、前項に規定する期限内に納付しない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

### (補助金の交付方法)

- 第12条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定による概算払により交付できるものとし、その請求書の様式は様式第5号によるものとする。
- 2 前項の概算払を受けることができる月は、9月、12月とし、概算払を受けようとする者は、当該 月分までの補助金を交付請求することができる。
- 3 知事は、第1項の規定による請求書の提出があった場合には、当該請求書の内容を審査し、適当と 認めるときは補助金を交付するものとする。

#### (提出部数)

第13条 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、それぞれ1部とする。

### (証拠書類の保存)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る証拠書類を整理し、補助事業が完了した日の属する県の会計 年度の終了後5年間保存しなければならない。

#### (補助金の返還)

第15条 知事は、補助事業者が第8条に規定する条件に違反したときは、既に交付した補助金の全部 又は一部を返還させることがある。

### (その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

#### 附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

#### 附則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金 にも適用するものとする。

## 宮城県サテライトオフィス定着推進補助金 交付申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

事業所の所在地 名称及び代表者の氏名 電話番号 担当者職氏名

年度において、宮城県サテライトオフィス定着推進補助金を受けたいので、補助金等交付規 則第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額等
  - (1)補助金交付申請額 金 円
  - (2) 交付申請対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

### 2 添付書類

- (1) 補助金交付申請額內訳書(別紙様式1-1)
- (2) 賃貸借契約書の写し(契約書を作成しない場合は、利用申込み内容とその料金を確認できる書類の写し)
- (3) 法人の概要が分かる資料(会社・大学案内パンフレット等)
- (4) 暴力団排除に関する誓約書
- (5) 宮城県の県税(税目:全ての県税)の納税証明書(1か月以内のもの)
- (6) テレワーク実施計画書 (別紙様式1-2)
- (7) 登記事項証明書(3か月以内のもの。大学が申請する場合は添付不要)
- (8) 県外からの転入を証する書類(住民票)

### (別紙様式1-1)

## 補助金交付申請額內訳書

- 1 使用施設名
- 2 使用施設所在地
- 3 契約期間又は使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 金額の内訳

(単位:円)

					(一)五・1 1/
月別	補助対象経費 A [賃料]	補助率B	算定額C (A×B) ※100 円未満切捨て	補助限度額D	交付申請額 ※CとDを比較し て少ない方の額
月				150, 000	
月				150, 000	
月				150, 000	
月				150, 000	
月				150, 000	
月				150, 000	
月				150, 000	
月				150,000	
月				150, 000	
月				150, 000	
月				150,000	
月				150,000	
				<b>∄</b> †	

※ 賃料には管理費・共益費を含み、敷金・礼金・保証金等は含まない。さらに、消費税及び地方消費税を含まない。

## テレワーク実施計画書

企業・大学名	
本社(都道府県)	
宮城県内への事業所,	有・無
キャンパス等の設置状況	有 · 無
主たる業種(企業のみ)	

## 【テレワークを行う正職員について】

	No. 1	No. 2	No. 3
氏名			
所属(本社・支社・部・ 課名等)			
職名			
通常の勤務地(住所)			
テレワークを認める 期間(始期~終期)			
テレワークの実施 場所(住所・建物名称)			
テレワーク中の主な 業務内容			
テレワーク中の居住 場所(住所・建物名称)			

<sup>※</sup> 記入欄が不足する場合は、必要事項を別紙に整理する。

### 誓 約 書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを制約します。 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異 議は一切申し立てません。

記

- 1 補助事業者として不適当な者
  - (1) 暴力団1又は暴力団員等2であるとき
  - (2) 事業者<sup>3</sup>の役員等<sup>4</sup>が自己,自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって,暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
  - (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - 1) 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。
  - 2) 同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。
  - 3) 同条例第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。
  - 4) 個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員⁵をいう。以下同じ。
  - 5) 業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 2 補助事業者の相手方として不適当な行為をする者
  - (1) 暴力的な要求行為を行う者
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
  - (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
  - (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

宮城県知事 殿

年 月 日

所在地

又は名称及び代表者氏名

印

※ 添付書類:役員等氏名一覧表 (既存資料 (名称は問わない) による代用可。)

# 宮城県サテライトオフィス定着推進補助金 変更承認申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

事業所の所在地 名称及び代表者の氏名 電話番号 担当者職氏名

年 月 日付け宮城県 指令第 号で補助金の交付決定のありました宮城県サテライトオフィス定着推進補助金について、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて承認を申請します。

記

- 1 変更内容
- 2 変更理由
- 3 添付書類
  - (1)補助金変更承認申請内訳書(別紙様式2-1)
  - (2)変更内容を証する書類

### (別紙様式2-1)

## 補助金変更承認申請内訳書

変更のある項目のみを記入すること。

	変更前	変更後
使用施設名		
使用施設所在地		
契約期間又は使用期間		
	交付決定を受けた額	変更承認申請額
月別	(変更前)	(変更後)
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
合計	円	円

### (変更承認申請額の算出内訳)

(単位:円)

該当月		補助対象経費 A [賃料]	補助率B	算定額C (A×B) ※100円未満切捨て	補助限度額D	交付申請額 ※CとDを比較して 少ない方の額
月~	月				150,000	

<sup>※</sup> 賃料には管理費・共益費を含み、敷金・礼金・保証金等は含まない。さらに、消費税及び地方消費税 を含まない。

# 宮城県サテライトオフィス定着推進補助金 中止 (廃止) 承認申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

事業所の所在地 名称及び代表者の氏名 電話番号 担当者職氏名

年 月 日付け宮城県 指令第 号で補助金の交付決定のありました宮城県サテライトオフィス定着推進補助金について、下記のとおり中止(廃止)したいので、関係書類を添えて承認を申請します。

記

- 1 中止 (廃止) 予定年月日 年 月 日
- 2 中止 (廃止) の理由
- 3 事業再開予定時期 (中止の場合のみ)

# 宮城県サテライトオフィス定着推進補助金 実績報告書

年	月	H
<del></del>	Л	-

宮城県知事 殿

事業所の所在地 名称及び代表者の氏名 電話番号 担当者職氏名

年 月 日付け宮城県 指令第 号で補助金の交付決定のありました宮城県サテライトオフィス定着推進補助金について、補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実施期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 添付書類
  - (1) 賃料支払実績及び事業実績報告書(別紙様式4-1)
  - (2) 賃料の支払いを確認できる書類
- 3 補助金振込先

(1)	金融機関名			銀行	本店	•	支店
(2)	預金種別	当座	•	普通			
(3)	口座番号						
(4)	フリガナ						
	口应名盖						

### (別紙様式4-1)

# 賃料支払実績及び事業実績報告書

使用施設名						
使用施設所在地						
契約期間又は使用期間	年	月	日から	年	月	日まで

### 1 賃料支払実績

月別	賃料	支払年月	月日		備考
月	円	年	月	日	
月	円	年	月	日	
月	円	年	月	田	
月	円	年	月	田	
月	円	年	月	日	
月	円	年	月	日	
月	円	年	月	日	
月	円	年	月	日	
月	円	年	月	日	
月	円	年	月	田	
月	円	年	月	日	
月	円	年	月	日	
合計	円				

- ※1 賃料には管理費・共益費を含み、敷金・礼金・保証金等は含まない。さらに、消費税及び地方消費 税を含まない。
- ※2 賃料の支払いを確認できる書類において,賃料以外の経費(補助対象外経費)が含まれている場合は,備考欄にそれ以外の経費の額をそれぞれ記載すること。また,賃料以外の経費の額が分かる根拠資料を添付すること。

(1) テレワーク中の主な業務内容	
(2) テレワーク中に関わった県内企業,県内大学名と,その主な目的(例:商談,開発相談,集等)※該当ある場合	情報収
(3) テレワーク中に参加した県主催(共催)イベント、セミナー等の名称 ※該当ある場合	

2 事業実績

# 宮城県サテライトオフィス定着推進補助金 概算払請求書

年	月	H
<del></del>	Л	-

宮城県知事 殿

事業所の所在地 名称及び代表者の氏名 電話番号 担当者職氏名

年 月 日付け宮城県 指令第 号で補助金の交付決定のありました宮城県サテライトオフィス定着推進補助金について、補助金等交付規則第15条の規定により、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求します。

 記

 1 交付決定通知額
 金
 円也

 2 概算払受領済額
 金
 円也

 3 今回請求額
 金
 円也

 4 残額
 金
 円也

- 5 概算払が必要な理由
- 6 振込先
  - (1)金融機関名
     銀行本店・支店

     (2)預金種別
     当座・普通

     (3)口座番号
     (4)フリガナ

     口座名義
- 7 添付書類

賃料の支払いを確認できる書類